（本紙號二第）（郵便物認可）　明治三十一年八月四日　第五千二百八十九號　（定價金二錢五厘）

時事新報

明治一千八年四月四日
木曜日
舊暦戊午六月十七日
（己亥）
August 4 1898.

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

社說

警視廳を廢す可し

曾て民黨の主張したる議論にして今や既に一時の夢と化したるもの少なからざれども警視廳廢止論の如きは正に實行の期に達したるものと云ふ可し元來東京に限りて府廳の外に別に警視廳を設けたるは其警察事務の繁多なるにも因るとならんなれども第一の趣意は中央政府の機關として所謂警察政治を行はんが爲めなり明治政府が次第に人望を失ふて民間有志の反對運動盛なるに當り其運動を制して强ひて自から政權を維持せんには自から警察に依賴せざるを得ず新聞條例を作て言論を束縛し集會條例を制定して政黨の團結を妨げ若しくは保安條例を發布して論客を追ひ拂ふなど抑壓手段を施すに最も必要なるものは高等警察なり内務大臣の直轄の下に警視廳を設けたるは偶然に非ず然るに今や世情一變、新聞條例集會條例は共に改正せられて言論集會は自由と爲り保安條例も廢止せられて最早や論客を放逐するの必要なきのみならず藩閥其物も既に倒れて世は輿論政治の世と爲れり即ち特に警視廳を置くの必要なきを見る可し固より其職務は單に一種特別の國事探偵のみに非ず別に行政警察及び衛生の事あり又監獄消防の任務あるのみならず高等警察とても全く無用に歸したるには非ず尚は相應に忙はもきみとなれども是等は各府縣普通の事務にして特に東京に限れるものに非ざれば他地方同樣、府廳をして之を處理せしめて可なり現に衛生事務の如きは別に警視廳を煩はすの要なしとて市内の分は既に市に引渡したるはその次第にして消防監獄及び警察事務とても世間並にして差支ある可らず他府縣に於ては警部長を置て警察事務を管理せしめ典獄をして監獄の事を司らしむ獨り東京府に限りて然るみと能はざるの理由なし或は東京は全國の首府にして惡人の出入も自から多く監獄警察等の事務も特に繁忙なれば他地方と同樣に論ず可らずとの說もあらんかなれども其繁忙なる所即ち首府の首府たる所以にして首府には自から首府の相應の力あり金力も多ければ人材も亦多し他より心配するに及ばざる其證據は例へば市政の如き東京大阪京都の三市は自から事情を異にすればとて特別市制を施したれども三市の人民は之を喜ばず却て不便なりとして强ひて世間普通の自治制に改めしめたり其結果は本紙見るに及ばざれども恐らくは是迄よりも好成績を示すみとならん又東京の衛生事務は其繁多なるみと他地方の比に非ざれども前にも記したる如く今回警視廳より東京市に引渡したり市民は自から市の政を行ふの伐輌あるを證するものにして獨り府民が其警察監獄等を始末するの腕前なしと云ふ可らず警視廳を存するの必要なきを見る可し單に必要なきのみならず之を廢せざれば却て害ありと云ふ次第は兩關の事務互に重複して無益の手數を費すみとあればなり例へば戸口の戸口民籍交通衛生等に關する事項の如き東京府廳にても管理すれば警視廳にても取扱ふ規則にして全く二重の手數と云はざるを得ず且つ同一の事柄を兩方にて支配すれば互に交渉を要するみと多きは勿論にして爲めに時間金錢を徒費する其上に時としては管轄の區域、明瞭ならずして取締に不便を感ずるみともある可し例へば道路を改良するに付ては牛馬車又は荷車にて運搬する荷物の重量及び車輪の輻等を制限する必要あれども是等は東京府の領分に屬するか若しくは警視廳の權限内に存するか東京府の道路規則のあるを見れば勿論府廳の支配に屬する樣なれども東規則の警視廳にあるよりすれば或は警視廳の管轄なりと云ふも可なるべし双方の權限は明白ならずと云ふ東京の政治は恰も兩頭の蛇の如し府廳と警視廳と左右に對立して二樣の命令を下し二重の政治を行ふ其間に立つ人民たるもの迷惑なれ同じ事柄に付て警視廳にも府廳にも交渉せざるを得ざる其面倒は少なからざるが上に時としては一方が認可して他の一方は拒むが如き奇觀なきにあらず斯の如きものなり之を存すれば弊害みな大なるものなり之を存すれば弊害みな大なるものなり之を存すれば弊害みな大なる